第一第一号の表を次のように改める。

講習科目	講習時間
㈠　防火管理及び防災管理の意義及び制度	三時間
㈡　自衛消防組織並びにその統括管理者及びその要員の役割と責任	三時間
㈢　防災設備等に関する知識	一時間
㈣　防災設備等の取扱い並びに自衛消防組織の統括管理者及び要員の災害対応に係る総合訓練	五時間

第二第一号の表中「四時間」を「二時間」に改め、第二の次に第三として次のように加える。

第三　講習科目の一部免除

第一第一号の規定に関わらず、次の表の上欄に掲げる者については、それぞれ同表の下欄に定める講習科目を免除することができるものとする。

講習科目の一部を免除することができる者	免除することができる講習科目
消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号。以下「令」という。）第三条第一項第一号イに規定する甲種防火管理講習の課程及び令第四十七条第一項第一号に規定する防災管理に関する講習の課程を修了している者	㈠㈡　防火管理及び防災管理の意義及び制度、自衛消防組織並びにその統括管理者及びその要員の役割と責任及び㈢　防災設備等に関する知識

附　則

（施行期日）

1　この告示は、平成二十三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この告示の施行の際現にこの告示の改正による改正前の第一に規定する自衛消防業務新規講習の課程を修了している者は、この告示の改正による改正後の第一に規定する自衛消防業務新規講習の課程を修了している者とみなす。

○消防庁告示第二十二号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第五十一条の七第七項の規定に基づき、防災管理に関する講習の実施細目（平成二十年消防庁告示第十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年十二月十四日

消防庁長官　久保　信保

第一の表を次のように改める。

講習事項	講習時間
防災管理の意義及び制度	一時間三十分
施設及び設備の維持管理並びに防災管理に係る消防計画	一時間三十分
防災管理に係る訓練及び教育	一時間三十分

第二の表を次のように改める。

講習事項	講習時間
防火管理及び防災管理の意義及び制度	二時間三十分
火気管理	二時間
施設及び設備の維持管理	二時間三十分
防火管理及び防災管理に係る訓練及び教育	二時間三十分
防火管理及び防災管理に係る消防計画	二時間三十分

第三を第四とし、第二の次に第三として次のように加える。

第三　講習事項の一部免除

一　防災管理新規講習については、第一の規定に関わらず、次表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる講習事項を免除することができるものとする。

講習事項の一部を免除することができる者	免除することができる講習事項
消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号。以下「令」という。）第四条の二の八第三項第一号に規定する自衛消防組織の業務に関する講習の課程を修了している者	防災管理の意義及び制度

二　甲種防火管理新規講習及び防災管理新規講習を併せて実施する講習については、第二の規定に関わらず、次表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる講習事項を免除することができるものとする。

講習事項の一部を免除することができる者	免除することができる講習事項
規則第四条の二の四第四項に規定する防火対象物の点検に関し必要な知識及び技能を修得することができる講習の課程を修了し、免状の交付を受けている者	火気管理及び施設及び設備の維持管理
令第四条の二の八第三項第一号に規定する自衛消防組織の業務に関する講習の課程を修了している者	防火管理及び防災管理の意義及び制度
規則第五十一条の十二第三項に規定する防災管理対象物の点検に関し必要な知識及び技能を修得することができる講習の課程を修了し、免状の交付を受けている者	施設及び設備の維持管理

附　則

（施行期日）

1　この告示は、平成二十三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この告示の施行の際現にこの告示による改正前の第一に規定する防災管理新規講習又はこの告示による改正前の第二に規定する甲種防火管理新規講習及び防災管理新規講習を併せて実施する講習の課程を修了している者は、それぞれこの告示による改正後の第一に規定する防災管理新規講習又はこの告示による改正後の第二に規定する甲種防火管理新規講習及び防災管理新規講習を併せて実施する講習の課程を修了している者とみなす。

3　消防法施行規則第四条の二の十三第三号の規定に基づき、同条第一号及び第二号に掲げる者に準ずる者を定める件（平成二十年消防庁告示第十四号）第一第一号に規定する者は、第三の消防法施行令第四条の二の八第三項第一号に規定する自衛消防組織の業務に関する講習の課程を修了している者とみなす。